

随意契約理由書

件名	妙賀山クリーンセンタークレーン抵抗器更新工事
契約の相手方	山九(株) 兵庫支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
随意契約の理由	<p>本工事で更新する抵抗器はクレーンの横行、走行、巻上下動作における速度制御を行うための機器であり、制御盤からの指令により抵抗値を加減し、クレーンモータに流れる電流の大きさを変化させることで速度制御をしている。</p> <p>クレーン設備の制御システムの一部として機能している抵抗器の更新は、設備全体の制御システムに大きく関わることから、本工事は既設クレーンの機器制御等について十分な知識を有し、構成する装置全体を熟知している業者でなければ実施できない。</p> <p>この条件を満たすのは、既設クレーンのメーカーである三菱重工業メカトロシステムズ(株)(H29年に三菱重工業機械システム(株)に社名変更)、又は納入業者のダイヤ機械(株)となるが、三菱重工業メカトロシステムズ(株)は、既設クレーンのアフターサービス業務を上記請負人に譲渡し、クレーンのメンテナンスや更新といったアフターサービス業務全般から撤退している(令和元年9月9日三菱重工業機械システム(株)に確認)。</p> <p>また、ダイヤ機械(株)は会社が解散しているため現在は存在しない。</p> <p>以上のことから、本工事は三菱重工業メカトロシステムズ(株)よりアフターサービス業務を譲渡され、既設クレーンの図面及び技術書類等を有する上記請負人でなければ実施することが出来ない。</p>
担当部署 (問合せ先)	神戸市環境局事業部施設課 (電話番号595-6164)